平成２１年（フ）第１５２１号
横浜市鶴見区岸谷３丁目10番12号
破産者　岩崎　英美
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６４８号
横浜市鶴見区東寺尾中台16番28号、開始決定時の住所横浜市鶴見区上末吉５丁目21番14号
破産者　髙橋　智代
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１９８号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン14―７号棟901号
破産者　高野　康弘
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６１号
横浜市港南区上永谷２丁目３番26号
破産者　畑　　広生
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０３号
横浜市港北区綱島東６丁目12番22号　小保エンジニアリング株式会社独身寮、開始決定時の住所横浜市港北区綱島東６丁目６番２号
小保エンジニアリング株式会社内
破産者　森　　光一
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第６号
長野県上田市西内927番地１
破産者　水野オートサービスこと　水野　定雄
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２６０号
長野県小県郡長和町大門3639番地２
破産者　春原　晴美
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第１４９号
長野県佐久市猿久保400番地３、前住所長野県東御市県170番地２　高木ハイツＣ
破産者　佐藤　守雄
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所佐久支部

平成２１年（フ）第１１号
静岡県牧之原市静波1969番地25　アクシス静波Ｉ105、旧住所静岡県浜松市中区萩丘２丁目４番５号　サンロイヤル萩丘106号
破産者　工藤　　諭
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２０３４号
愛知県一宮市冨田字所塚14、開始決定時の住所愛知県海部郡美和町大字二ツ寺字屋敷183番地の２
破産者　宮原　克典
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２４４９号
愛知県小牧市大字北外山1962番地103
破産者　奥田百合子
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７０８号
愛知県瀬戸市中水野町２丁目88番地
破産者　加藤　廣美
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３７８７号
名古屋市中区新栄２丁目１番44号　シャトー村瀬４Ｃ号、開始決定時の住所名古屋市中区栄５丁目８番８号　瓦町ハイツめいじ703号
破産者　アド・プロダクションこと　髙崎　誠明
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９号
愛知県豊明市阿野町滑38番地１
破産者　田中　里始
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３９２号
堺市中区土師町１丁26番９号
破産者　深江　　博
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１３１１号
神戸市須磨区高尾台３丁目６番１号
破産者　山本　信江
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４２５号
神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―2702号、従前の住所神戸市灘区摩耶海岸通２丁目３番１―804号
破産者　野見山雅實
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１号
神戸市北区鈴蘭台東町６丁目２番２―305号、前住所神戸市兵庫区福原町３番６―901号
破産者　山本　　勉
1　決定年月日　平成22年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部